

【HiPayment サービス会員約款】

2020年4月1日から民法（債権法）が改正されることに伴い、HiPayment サービス会員規約（以降、「規約」といいます）を変更いたします。

変更内容につきましては、下記のとおり規約（約款）の変更にてご案内させていただきます。

変更後の約款（2020年4月1日以降有効）を、現在の規約（2020年3月31日まで有効）とあわせてご確認くださいませようよろしくお申し上げます。

現在の規約（2020年3月31日まで有効）	変更後の約款（2020年4月1日以降有効）
<p>第1条（会員）</p> <p>(1)会員とは、本規約を承認のうえ、日立キャピタル株式会社（以下「当社」といいます）へ、HiPayment サービス（以下「本サービス」といいます）を営業のためにまたは営業として申し込み、当社がご入会を承諾し、お申込概要のサービス開始年月日通知をサービス提供事業者から受けられた法人もしくは個人事業主をいいます。なお、個人事業主の方が申込み場合の入会資格は、満75歳までとします。</p> <p>(2)会員は、本サービス利用による代金の支払債務その他本規約に基づく当社に対する一切の債務を負担するものとします。</p> <p>(3)会員が本規約に違反して、第三者に本サービスを利用された場合、本サービス利用料金および第三者の行為によって発生した損害は会員の負担とします。</p>	<p>第1条（会員）</p> <p>(1)会員とは、HiPayment サービス会員約款（以下「本約款」といいます）を承認のうえ、日立キャピタル株式会社（以下「当社」といいます）へHiPayment サービス（以下「本サービス」といいます）を事業のためにまたは事業として申し込み、当社がその申し込みを承諾した法人または個人事業主をいいます。なお、本申込書記載のサービス提供事業者（以下「提携会社」といいます）からサービス開始年月日の通知することで当社の承諾とします。</p> <p>(2)会員は、本約款に基づく当社に対する一切の債務を負担します。</p> <p>(3)会員は、第三者に本サービスを利用させてはなりません。</p>
<p>第3条（本サービスの利用方法および利用可能額）</p> <p>(1)会員は、その営業のためにまたは営業として本申込書記載のサービスにつき、本申込書記載のサービス提供事業者（以下「提携会社」といいます）から継続的なサービスの提供を受けるにあたり、本申込書に記載された、当該サービス提供の対価（当該対価について消費税、地方消費税その他の租税公課が附加される場合にはこれを含みます。以下同じ。以下「本件対価」といいます）につき、会員と提携会社との間の当該サービス提供に係る契約（以下「本サービス提供契約」といいます）に定められる約定支払期日において履行すべきものを、当社が会員に代わって継続反復して支払うことを委託し、当社はこれを受託します（以下、本委託に基づき当社が会員に代わって支払いまたは支払うべき金員を「立替金」といいます）。</p> <p>(2)本サービス提供に基づく、約定支払期日における本件対価の額が変動するものである場合には、当社は当社が予め定めた金額（以下「利用可能額」といいます）を上限として立替払いをするものとし、当該利用可能額を超えて本サービスを利用することはできません。但し、万一、会員が利用可能額を超えて本サービスを利用し当社が、超過部分も含めて本件対価を立替金として取り扱った場合には、会員は超過した金額を含む立替金全額について当社に対して支払義務を負うものとします。</p>	<p>第2条（本サービスの利用方法および利用可能額）</p> <p>(1)会員は、提携会社から継続的に本申込書記載の対象サービス（以下「対象サービス」といいます）の提供を受けるにあたり、本申込書に記載された対象サービスの対価（消費税、地方消費税その他の租税公課が附加される場合にはこれを含みます。以下同じ。以下「本件対価」といいます）につき、会員と提携会社との間の対象サービスの提供に係る契約に定められる約定支払期日（以下「約定支払期日」といいます）において会員が履行すべきものを、当社が会員に代わって継続反復して立替払いすることを委託し、当社はこれを受託します（以下、本委託に基づき当社が会員に代わって支払いまたは支払うべき金員を「立替金」といいます）。</p> <p>(2)各約定支払期日における本件対価の額が変動するものである場合には、当社は当社が予め定めた金額（以下「利用可能額」といいます）を上限として立替払いするものとし、会員は当該利用可能額を超えて本サービスを利用することはできません。但し、万一、会員が利用可能額を超えて本サービスを利用し、当社が、超過部分も含めて本件対価を立替金として取り扱った場合には、会員は超過した金額を含む立替金全額について当社に対して支払義務を負うものとします。</p>

<p>第4条（本サービス利用代金の支払方法）</p>	<p>第3条（本サービス利用代金の支払方法）</p>
<p>(1)当社は、当社が立替金として取り扱うこととした本件対価につき、毎月当社所定の期日までに会員に対して請求書を送付するものとします。会員は、請求額に異議がある場合、その請求額の到着後1週間以内にその旨を当社へ通知するものとし、通知がない場合は、会員が当社の請求内容を承認したものとみなします。</p> <p>(2)会員は、前項に定めるところに従い当社から請求をうけた金員（以下「本サービス利用代金」といいます）につき、次の何れかのうち当社と提携会社が決めた方法の中から会員が選択した方法により本サービス利用代金を支払うものとします。但し、提携会社または当社の業務上の都合により翌月以降の請求となる場合があります。</p> <p>①当社所定の金融機関のうち、予め会員が届け出た金融機関等の預貯金口座から、前項の請求書の発効日から最初に到来する毎月7日（金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に自動振替により引き落としする方法。</p> <p>②前項の請求書の発効日から最初に到来する当社が毎月一定の日（但し、当該日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日とし、該当日が月末で金融機関の休業日に当たる場合は前営業日とします）をもって指定する振込日までに当社が指定する金融機関の当社指定口座に振り込む方法。</p> <p>(3)会員の都合により第2項①号に定める引き落としがなされなかった場合、会員は当社の指定する金融機関口座への振込、またはその他当社の定める方法により約定支払期日までに支払うものとします。</p> <p>(4)会員の当社に対する支払について振込手数料等の費用が発生する場合は、会員が負担します。</p>	<p>(1)当社は、立替金につき、毎月当社所定の期日までに会員に対して請求書を送付するものとします。請求書到着後1週間以内に会員が請求額に異議を申し出なかった場合は、会員が当社の請求内容を承認したものとみなします。</p> <p>(2)会員は、前項に基づき当社から請求をうけた金員（以下「本サービス利用代金」といいます）につき、次の何れかのうち当社と提携会社が決めた方法により支払うものとします。なお、振込手数料等の費用は会員が負担します（次項の場合も含む）。</p> <p>①請求書の発効日から最初に到来する毎月7日（金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に口座振替により引き落としする方法。②請求書が指定する支払期日までに当社が指定する銀行口座に振り込む方法。</p> <p>(3)会員の都合により前項第1号に定める引き落としがなされなかった場合、会員は当社の指定する支払方法により別途当社が指定した支払期日までに支払うものとします。</p>
<p>第6条（権利義務の移転禁止）</p>	<p>第4条（権利義務の移転禁止）</p>
<p>会員は、当社への書面による承諾を得なければ、本契約から生じる権利義務を第三者へ譲渡し、もしくは承継させ、または担保権の目的とすることはできません。但し、承諾した場合はその限りではありません。</p>	<p>会員は、当社への書面による承諾を得なければ、本契約から生じる権利義務を第三者へ譲渡し、もしくは承継させ、または担保の目的とすることはできません。</p>
<p>第11条（本サービスの利用停止と会員資格の喪失）</p>	<p>第5条（本サービスの利用停止と会員資格の喪失）</p>
<p>(1)会員が、次の何れかに該当したときは、当社は会員に通知することなく本サービスの提供期間を定めて若しくは定めることなく停止し、または本契約を解除することができます。</p> <p>①会員が申込書に虚偽の事項を記載したとき</p> <p>②本規約の何れかに違反したとき</p> <p>③会員の信用状態に重大な変化が生じ、または生じる恐れがあると当社が認めたとき</p> <p>④本規約に基づく支払債務、もしくは当社に対する一切の債務の何れかの履行を怠ったとき</p>	<p>会員が、次の何れかに該当したときは、当社は会員に通知することなく期日を定めて若しくは定めることなく本サービスを停止し、または会員に通知することにより会員資格を喪失させることができます。</p> <p>①会員が申込書に虚偽の事項を記載したとき</p> <p>②本約款の何れかに違反したとき</p> <p>③会員の信用状態に重大な変化が生じ、または生じる恐れがあると当社が認めたとき</p> <p>④本約款に基づく支払債務、または当社に対する一切の債務の履行を怠ったとき</p> <p>⑤当社が会員と連絡をとることができなくなったとき</p>

⑤当社が会員と連絡をとることができなくなったとき	
第7条（期限の利益の喪失）	第6条（期限の利益の喪失）
<p>(1) 会員は、次の何れかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、直ちに当該未払債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① 本規約に基づく債務の支払いを支払期日に支払わなかったとき。</p> <p>② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。</p> <p>③ その財産につき差押、仮差押もしくは仮処分の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき。</p> <p>④ 破産手続、民事再生手続、特別清算、会社更生手続その他法域の如何を問わず法律上の倒産手続開始の申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。</p> <p>⑤ 債務整理のための手続を開始したとき。</p> <p>(2) 会員は、次の何れかの事由に該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、直ちに当該支払債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① 本規約上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。</p> <p>② 会員の信用状態が著しく悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当な事由があったとき。</p> <p>③ 会員資格を喪失したとき。</p>	<p>会員は、次の何れかの事由に該当したときは、当然に本約款およびその他の契約に基づいて当社に対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、直ちに当該未払債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① 本約款に基づく債務の支払いを支払期日に支払わなかったとき。</p> <p>② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>③ その財産につき差押、仮差押もしくは仮処分の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき。</p> <p>④ 破産手続、民事再生手続、特別清算、会社更生手続その他法域の如何を問わず法律上の倒産手続開始の申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。</p> <p>⑤ 債務整理のための手続を開始したとき。</p> <p>⑥ 本約款上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。</p> <p>⑦ 会員の信用状態が著しく悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当な事由があったとき。</p> <p>⑧ 会員資格を喪失したとき。</p>
第10条（本契約の解約）	第7条（退会）
<p>(1) 会員は、本契約を解約することができます。この場合、会員は、当社に対し、書面によりその旨の通知を行うものとします。本契約の解約は、会員が本規約に基づく一切の支払債務を完済したときに、かつ将来に向かってのみその効力を有するものとします。</p> <p>(2) 当社は、当社の都合により本サービスの取扱いを中止、停止もしくは廃止する場合があります。この場合、当社は可能な限り2ヶ月以上前に会員に予告するものとし、本サービスの取扱い停止期間中または本サービスの中止日もしくは廃止日以降は本サービスにより提携会社と取引をすることはできないものとします。ただし、中止日もしくは廃止日以降に支払日が到来する本サービス利用代金については従前の通りとします。</p>	<p>会員は、当社に対し書面によりその旨の通知することにより、退会を申し出ることができます。この場合、会員が本約款に基づく当社に対する一切の支払債務を完済したときをもって退会となります。</p>
	第8条（本サービスの中止）
	<p>当社は、当社の都合により本サービスの取扱いを停止または中止する場合があります。この場合、当社は可能な限り2ヶ月以上前に会員に予告するものとし、会員は、取扱い停止期間中または中止日以降は本サービスを利用はできません。ただし、中止日以降に支払日が到来する本サービス利用代金については従前の通りとします。</p>
第12条（届出事項の変更）	第9条（届出事項の変更）
<p>(1) 会員は、当社に届け出た住所、氏名、指定預金口座等に変更が生じた場合、または会員が個人事業主である場合には当該会員に係る後見人、保佐人、補助人、任</p>	<p>(1) 会員は、当社に届け出た事項に変更が生じた場合、所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。</p>

<p>意見監督人が選任された場合、それぞれ所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。</p> <p>(2) 会員は、前項の届出がないために当社からの会員宛の通知または送付書類が延着または不到着となった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、これを会員が証明したときはこのかぎりではありません。</p>	<p>(2) 会員は、前項の届出がないために当社からの会員宛の通知または送付書類が延着または不到着となった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。</p>
<p>第14条 (規約等の変更)</p>	<p>第10条 (約款等の変更)</p>
<p>(1) 当社は、本規約を変更する場合は、予め会員に変更事項を当社ホームページ (http://www.hitachi-card.com/) で告知し、又は当社所定の方法により会員に対して通知するものとします。</p> <p>(2) 会員は、変更内容を承認しないときは、当社に対して書面で通知することにより本契約を解約するものとし、当該通知が当社に到達した日において第3条第1項の委託は、将来に向かって効力を失うものとします。また、この場合において、解約申入れまでに発生した本サービス利用代金については、変更前の本規定に定めるところに従い支払うものとします。</p> <p>(3) 会員が、次の何れかに該当する場合には、これに該当した時点において第1項で告知又は通知を受けた変更内容について承諾したものとみなします。</p> <p>① 第1項に定める告知が開始された日から3か月以内に前項の書面による通知が当社に到達しないとき</p> <p>② 第1項に定める通知が会員に到達した日から10日以内に前項の書面による通知が当社に到達しないとき</p>	<p>(1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本約款を変更することができます。</p> <p>① 変更内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>② 変更内容が本約款に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>(2) 当社は、前項に基づいて本約款を変更する場合は、予め会員に本約款を変更する旨、変更内容および効力発生時期を当社ホームページ (https://www.hitachi-card.com) での告知、その他当社所定の方法によりお知らせいたします。</p> <p>(3) 会員は、第1項による変更内容を承認しないときは、退会できるものとします。</p>
<p>第13条 (その他承諾事項)</p>	<p>第11条 (その他承諾事項)</p>
<p>会員は、当社が本規約に基づく債権および権利を当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ金融機関（その他関連会社を含む）、特定目的会社、信託会社・信託銀行または債権回収会社（以下「金融機関等」といいます）に譲渡もしくは担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権および権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。この場合、当社は、金融機関等に対し、当該債権の管理回収のために必要または有益となる個人情報を提供することができるものとし、会員はこれに同意します。</p>	<p>(1) 会員は、当社が本約款に基づく債権および権利を第三者に譲渡もしくは担保提供その他の処分をすることについて予め承諾します。</p> <p>(2) 会員は、本約款およびその他の契約に基づき会員が当社へ支払った一切の支払債務の総額に満たないときは、当社が、当社の適当と認める順序、方法により何れの債務に充当しても異議ないものとします。</p>
<p>第15条 (合意管轄裁判所)</p>	<p>第12条 (合意管轄裁判所)</p>
<p>本規約または本サービスの利用について紛争が生じた場合、会員の住所地、本サービスご利用地もしくは当社の本社・支店・営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。</p>	<p>会員は、本契約または本サービスの利用について紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p>第16条 (反社会的勢力の排除)</p>	<p>第13条 (反社会的勢力の排除)</p>

(1)本条において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

(2)会員は、現時点および将来にわたって、自己が次の各号の何れにも該当しないことを表明し確約します。

- ①反社会的勢力であること
- ②反社会的勢力が経営を支配していること
- ③代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
- ④暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと

(3)会員は、反社会的勢力と次の各号の何れの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約します。

- ①自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
- ③その他社会的に非難されるべき関係

(4)会員は当社に対して、次の各号の何れの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(5)会員は、自らが本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下「履行補助者」といいます）が、第2項各号の何れかに該当し、第3項各号の何れかの関係を持ち、または前項各号のいずれかの行為を行ったときには、ただちに当該履行補助者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採ることを確約します。

(6)会員は、自己または履行補助者が、本契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報に必要な協力を行うことを確約します。

(1)本条において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

(2)会員は、現時点および将来にわたって、自己が次の各号の何れにも該当しないことを表明し確約します。

- ①反社会的勢力であること
- ②反社会的勢力が経営を支配していること
- ③代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
- ④暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと

(3)会員は、反社会的勢力と次の各号の何れの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約します。

- ①自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
- ③その他社会的に非難されるべき関係

(4)会員は当社に対して、次の各号の何れの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(5)会員は、自らが本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下「履行補助者」といいます）が、第2項各号の何れかに該当し、第3項各号の何れかの関係を持ち、または前項各号のいずれかの行為を行ったときには、ただちに当該履行補助者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採ることを確約します。

(6)会員は、自己または履行補助者が、本契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報に必要な協力を行うことを確約します。

<p>(7) 会員が前5項の表明または確約の何れかに反した場合には、当社は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができます。</p> <p>(8) 当社が前項の規定により本契約を解除した場合には、会員に損害が生じても、当社はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。</p>	<p>(7) 会員が前5項の表明または確約の何れかに反した場合には、当社は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができます。</p> <p>(8) 当社が前項の規定により本契約を解除した場合には、会員に損害が生じても、当社はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。</p>
<p>第19条(個人情報の取得・利用)</p>	<p>第14条(個人情報の取得・利用)</p>
<p>当社は、申込者が本契約に関する当社との取引の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を取得・利用します。</p> <p>① 申込者が記載した申込者の氏名（英字含む）、性別、生年月日、電話番号、勤務先（勤務内容）、勤務先電話番号等本人を特定するための情報</p> <p>② 本契約に関する申込日、契約日、金融機関等の取引口座</p> <p>③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の支払状況</p> <p>また、当社は申込者が記載する書面（本書面を含む）以外の方法により個人情報を取得する場合は予めその利用目的を当社ホームページ等で公表します。</p>	<p>当社は、本契約に関する会員との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を取得・利用します。</p> <p>① 会員等が記載した会員等の氏名（英字含む）、性別、生年月日、電話番号、勤務先（勤務内容）、勤務先電話番号等本人を特定するための情報</p> <p>② 本契約に関する申込日、契約日、金融機関等の取引口座</p> <p>③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の支払状況</p> <p>また、当社は会員等が記載する書面（本書面を含む）以外の方法により個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を当社ホームページ等で公表します。</p>
<p>第20条(個人情報の預託)</p>	<p>第15条(個人情報の取扱いの委託)</p>
<p>当社は、与信後の管理の一部を業務委託する場合は、第19条(個人情報の取得・利用)により取得した個人情報を日立キャピタル債権回収株式会社(東京都港区西新橋1-3-1)に安全管理措置を講じたうえで預託します。</p>	<p>当社は、第14条の利用目的において取得した個人情報の取扱いを、利用目的の達成に必要な範囲内において、安全管理措置を講じたうえで委託する場合があります。</p>
<p>第21条(同意の任意性)</p>	<p>第16条(同意の任意性)</p>
<p>申込者が本同意条項に同意することは任意ですが、全部または一部において同意できない場合、および本契約に必要な記載事項(申込者が記載すべき事項)を記載しない場合は、本契約をお断りすることがあります。</p>	<p>会員等が第14条、第15条および第17条に同意することは任意ですが、全部または一部において同意できない場合、および本契約に必要な記載事項(会員等が記載すべき事項)を記載しない場合は、本契約をお断りすることがあります。</p>
<p>第22条(本契約が不成立の場合)</p>	<p>第17条(本契約が不成立の場合)</p>
<p>本契約が不成立の場合であっても本契約の申込をした事実は、第19条(個人情報の取得・利用)に基づき、本契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用・提供されることはありません。</p>	<p>本契約が不成立の場合であっても本契約の申込をした事実は、第14条に基づき、本契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用・提供されることはありません。</p>
<p>第24条(個人情報の開示等の手続きと個人情報管理責任者について)</p>	<p>第18条(個人情報の開示等の手続きと個人情報管理責任者について)</p>
<p>当社は、個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去)の申し出に対し、以下のとおり、対応し、申込者に遅滞なく必要な通知をするものといたします。</p> <p>① 申込者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>尚、当社に開示を求める場合には、(3)記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。</p> <p>② 当社は、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、遅滞なく追加、訂正または削除に応じるものとします。</p>	<p>当社は、個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去)の申し出に対し、以下のとおり対応し、会員等に遅滞なく必要な通知をするものといたします。</p> <p>① 会員等は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示を求める場合には、③に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。</p> <p>② 当社は、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、遅滞なく追加、訂正または削除に応じるものとします。</p>

③本条の開示等ならびに個人情報の取扱いに関する苦情のお問合せ窓口、また、本件に関する当社の個人情報管理責任者の代理人は以下のとおりです。
日立キャピタル株式会社 お客様相談グループ長（受付時間：平日 9:00～17:30）
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-3-1 [電話番号 0120-010-541]

③ 本条の開示等ならびに個人情報の取扱いに関する苦情のお問い合わせ窓口、また、本件に関する当社の個人情報管理責任者の代理人は以下のとおりです。
日立キャピタル株式会社 お客様相談グループ長（受付時間：平日 9:00～17:30）
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-3-1 [電話番号 0120-010-541]

*全文削除

第2条（管理責任者）、第5条（支払債務の充当順位）、第8条（遅延損害金）、第9条（再振替費用・集金費用等）、第17条（適用法律）

第18条（本人確認）、第23条(条項の変更)